

建設DX研修講習会企画運営業務 仕様書

1 業務の目的

鳥取県では、鳥取県内の建設分野における新技術導入を推進するため、鳥取大学浜坂キャンパス（鳥取市浜坂）に鳥取イノベーション実装フィールドを整備し、i-Constructionや3次元測量設計等の技術を実践的に学べる場として活用することとしている。

本業務は、受発注者を問わず鳥取県内の建設業に従事する多くの技術者に、新技術習得の機会を提供することにより、建設業全体の技術力向上を図ることを目的として各種講習会の企画運営を行うものである。

2 業務内容

(1)～(3)の講習会等を企画運営するものとし、鳥取県（以下「甲」という。）、公益財団法人鳥取県建設技術センター（以下「技術センター」という。）、受託者（以下「乙」という。）の役割分担は以下のとおりとする。なお、(1)～(3)の講習会開催日程（令和6年8月から令和7年2月までの期間）と担当企業及び講師については、業務契約後に、甲と協議し決定するものとする。

講師への交通費や謝金の支払いは技術センターと乙が調整すること。

CPD、CPDSの対象とするため登録手続き等について技術センターと乙が調整すること。

<甲 対応業務>

- ・受講者の募集及びとりまとめ（各種協会を通じて実施）
- ・会場手配に係る鳥取大学との調整

<技術センター対応業務>

- ・(1)～(3)の講習会のCPD、CPDSの発行
- ・(1)～(3)の講習会の講師への交通費や謝金支払い

<乙 対応業務>

- ・講習会内容の検討
- ・(1)～(3)の講習会に係る講師選定・調整
- ・打ち合わせ協議
- ・(1)～(3)の講習会に係る現地サポート（全14回）
- ・設備準備（講習会参加者のPC及びソフトウェアライセンスレンタル、WiFi機器、その他）

(1)ICT 施工技術者養成研修（その2）

- ・i-Constructionの取組みを段階的に学習するための実務者向け講習会として、3次元測量の基本原則と技術を理解し、実際の機器とソフトウェアの使い方を習得する講習会を企画運営する。
- ・ICT測量を体験し、デジタル変革（DX）の意義と業界への影響を理解する。
- ・受発注者がDX推進を行う際の要点や、ICTの導入メリットや成功事例について学ぶ。
- ・研修については以下テーマの計4回を企画運営すること。
 - ・3次元測量の最前線：建設DXツールを用いた実践・応用
 - ・ICTデータ作成演習：自動測量機器との連携
 - ・DXと建設業：発注者のための知識共有
 - ・現場で活かすICT：実践セミナー

[参加人数：20人/回]

(2) BIM/CIM 技術者養成研修

- ・土木建設コンサルタントの実務担当者を対象に、BIM/CIM に係る最近の動向とソフトウェアを用いた実践的な講習会を企画運営する。
- ・地元企業の先進的取組についてスポットライトを当て、県内における情報共有を促進する。
- ・単なるソフトウェア操作研修ではなく、BIM/CIM 導入の意義を学べる内容とする。
- ・研修については以下テーマの計 6 回を企画運営すること。
 - ・ BIM/CIM 概論
 - ・ 県内建設会社の BIM/CIM への取り組み事例
 - ・ BIM/CIM 導入とソフトウェア実践講習（砂防編）
 - ・ BIM/CIM 導入とソフトウェア実践講習（道路編）
 - ・ BIM/CIM 導入とソフトウェア実践講習（橋梁・統合モデル編）
 - ・ BIM/CIM ソフトウェア操作基礎講習と自動化ツール体験

[参加人数：20 人/回]

(3) 発注者向け建設 DX 研修

- ・ BIM/CIM におけるデータ標準である IFC の役割とその重要性を理解する。
- ・ BIM/CIM を活用した業務や工事のマネジメントにおいて、発注者として必要な判断基準や確認手順を専門的に習得する。
- ・ スマートシティ概念の理解や、地理空間情報、地理情報システム（GIS）の役割と活用方法についても学び、先進自治体の取組事例を把握する。
- ・ 研修については以下テーマの計 4 回を企画運営すること。
 - ・ BIM/CIM の基盤となるデータモデル：IFC の理解と活用
 - ・ BIM/CIM 活用業務における専門マネジメント知識習得研修
 - ・ オープンデータと地域社会：地域の未来をデザインする
 - ・ 未来を築く：建設業界の展望と発注者に伝えたいこと

[参加人数：20 人/回]

3 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- ・ 業務報告書（オリジナルデータ及び PDF） 1 部
- ・ アンケート結果とりまとめ（オリジナルデータ及び PDF） 1 部

4 権利義務譲渡の禁止

乙は、本業務に係る契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

5 資料提供

- (1) 乙から甲に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対し、無償でこれらの提供を行う。
- (2) 乙は、甲から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 乙は、本契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものと

する。

- (4) 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

6 守秘事項等

- (1) 本業務における成果品（中間成果品を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 乙は、本業務に従事する者に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

7 目的外使用等の禁止

乙は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

8 特許権等の使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

9 調査等

甲は、必要があると認めるときは、乙に対して本業務の履行状況について調査し、甲の職員を立ち合わせ、乙に報告を求めることができる。乙は、これに従わなければならない。

10 損害賠償

乙は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

11 業務完了報告及び検査

- (1) 乙は、業務を完了した日から10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに業務完了報告書を甲に提出するものとし、甲は、乙から業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内に、本仕様書等及び契約書に適合しているか、検査仕様書及び契約書（以下「検査仕様書等」という。）に基づいて検査を行わなければならない。甲は、成果品が検査仕様書等に適合する場合は、検査合格として乙に対しその旨を通知するものとし、適合しない場合は、検査不合格として乙に対しその旨を直ちに通知し、補正を求めるものとする。
- (2) 乙は、(1)の補正の求めにより直ちに補正を行い、補正が完了したときは、甲にその旨を直ちに通知するものとする。
- (3) 甲は、(2)の通知を受けた日から10日以内に再度(1)に基づく検査及び通知を行うものとする。
- (4) (1)の検査合格をもって、本業務は検査完了とし、令和6年度内に検査を完了するも

のとする。

12 委託料の支払

- (1) 甲は、11(1) (11(3)において準用する場合を含む。)の検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払う。
- (2) 甲が正当な理由なく(1)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、乙は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

13 個人情報の取扱い

- (1) 乙は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、19の規定により本業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

14 任意解除

- (1) 甲は、15又は16の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 甲は、(1)の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲乙協議して定める。

15 催告による解除

- (1) 甲は、乙が次のアからエのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由なく、20(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ アからウに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (2) 乙は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

16 催告によらない解除

- (1) 甲は、乙が次のアからキのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - エ アからウに掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が15(1)の催告をし

ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 乙又はその代理人若しくは使用人が契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 乙は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

17 解除の制限

15(1)アからエ及び16(1)アからエまでの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、15及び16の規定による契約の解除をすることができない。

18 賠償の予定

乙が16(1)オに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

19 再委託の禁止

(1) 乙は、甲の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の委託料の額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合。

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合。

(3) (1)の承認により乙が第三者に再委託を行う場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担させるものとする。

20 追完請求権

- (1) 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めて甲の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。
- (2) 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- (3) 甲は、成果物の検査完了後1年以内に乙に通知した場合に限り(1)及び(2)の請求を行うことができる。

21 部分引渡し

成果品の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、11中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、12中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

22 違約金

乙は、業務期間内に本業務を完了することができなかつたときは、委託料から21の規定による部分引渡しに係る委託料を控除した額に対し、その遅延日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条第1項の規定により計算した額を、違約金として甲に支払わなければならない。

23 専属的合意管轄裁判所

本契約に係る訴訟の提起又は調停（甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

24 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

25 その他

- (1) 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。
- (2) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更する時がある。
- (3) 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定める。